

大崎町史編纂大綱

1 趣旨

この大綱は、大崎町史（以下「町史」という。）の編纂に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 編纂の目的

- (1) 志布志湾に面した本町は、古来より海上交易が盛んであり人・ものを通じての文化を取り入れながら発展してきた。郷土の歴史に対する町民への理解を深め、郷土に対する関心を深める。
- (2) 歴史的な資料の共有し、多くの人が知的資源として活用を図るとともに、貴重な財産として後世に伝える。
- (3) 町の歴史を伝える貴重な関連資料の収集と保管する。

3 編纂方針

- (1) 本町の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置づけること。
- (2) 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示すること。
- (3) 高度な学術研究の水準を保つこと
- (4) できる限り平易な表現で分かりやすく記述すること。
- (5) 多くの写真や図版を収録すること
- (6) コラムを入れるなど、多くの人に親しまれ、活用できるものとする
- (7) 町内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行う。
- (8) 資料所有者の理解と協力を得ながら、収集した資料の保存及び活用を図り、集めた資料は公開するように努める。
- (9) 町民の皆さんとの協力で進めること。

4 町史の構成

- (1) 対象時期
太平洋戦争後から令和7年度の町制90周年式典までを主たる対象とする。
- (2) 構成

- ①第二次世界大戦後を主たる対象とした現代史を中心として叙述する。
- ②先史から近代までの歴史や、自然環境についての概説を序編で叙述する。
- ③写真や地図，表等を取り入れる。
- ④本編最後に年表を付する。

5 編纂期間

令和5年度から令和8年度までの4年間を目途とする。

6 編纂組織

- (1) 町史の編纂に関する重要事項についての検討するため，大崎町史編纂委員会を置く。
- (2) 町史編纂に関する資料や情報の収集のため，大崎町史編纂調査部会を置く。
- (3) 町史編纂に関する庶務は，大崎町教育委員会社会教育課において処理する。

7 地域住民への情報提供等

町史編纂への地域住民の理解と協力を得るため，編纂の進捗状況や新たな史実といった研究の成果，地域住民から寄せられた情報などを，ホームページや広報誌などで提供する。

8 その他

この大綱に定める事項を進めるため，実施計画を定めるほか，町史の編纂に関し，必要な事項は別に定める。